

高等教育の修学支援新制度 機関要件について(令和7年度以降)

- 以下の要件を満たす場合に、対象校としての確認を受けることができる。

※赤字部分が令和7年度からの見直し内容

教育要件（すべての設置者に共通の要件）

★ 以下の4つの要件をすべて満たしていること。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が、標準単位数の1割相当以上配置されていること。
2. 大学等の設置者たる法人の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書(シラバス)の作成やGPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 財務諸表等や定員充足状況、進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を公表していること。

経営要件（私立学校のみの要件）

★ 以下の2つの要件をすべて満たしていること。 ※ R5までは、以下の2つの要件のいずれかを満たしていることとしていた。

1. 法人の決算に関する要件
 - ・直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
 - ・直近年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」の少なくとも一方がプラスであること。
2. 収容定員充足率に関する要件
 - <大学・短期大学・高等専門学校>
 - ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること。
 - <専門学校>
 - ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の5割以上であること。

- 上記の要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになる(毎年度確認)が、以下の場合は取消しを猶予する。

地方における学校の役割の重要性を踏まえたもの（経営要件2.以外の要件を満たす場合）

<大学・短期大学・高等専門学校>

直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合

(上記を満たさない場合)同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合(首都圏大都市部を除く)

<専門学校>

重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める場合

- 大学・短期大学・高等専門学校において、過去に確認取消しとなり、再度、対象校として申請を行う場合、経営要件の2.に加え、
直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の6割以上、かつ、進学・就職率が9割超の場合も申請可とする。